

第1回滝沢村水道水源保護審議会が開催

滝沢村では、村の水道を将来にわたって安定的に供給することとともに良好な水質や水道水源の保護を図ることを目的として、平成22年9月に「滝沢村水道水源保護条例」が公布されました。この条例に基づき、第1回目となる滝沢村水道水源保護審議会が、11月4日に開催されました。

滝沢村水道水源保護審議会は、「滝沢村水道水源保護条例」における事項や、その他水源保護に関する事項を調査審議していただく村長の諮問機関として設置されています。

審議会の冒頭では、同審議会の会長に前・岩手県立大学総合政策学部教授（現・東北工業大学教授）の山田一裕氏が選任され、その後、水源保護区域や地下水採取許可基準について審議されました。

今後、滝沢村の村民共有の財産である恵まれた水環境を現在から将来の世代へ引き継ぐという理念のもと、審議をすすめていきます。

審議会で決定された事項については、改めてみなさんにお知らせいたします。

滝沢村水道水源保護条例制定の背景と主な特徴

●条例制定の背景

滝沢村の水道は、主に岩手山麓の豊富で良質な地下水を水源とし、水需要量の約8割をまかっています。また河川水源についても現在のところいずれも水道水源として良好な状態にあり、汚染が懸念されるような差し迫った事態は生じていません。しかし、社会構造の変化や産業活動の多種多様化により河川の汚染は全国的に進んできているのが現状です。

水道アンケートなどで寄せられたご意見では、村の良質な水源や水道水のおいしさに多くのみなさんが満足いただいているとともに、将来的な水道水源の保全施策の推進について非常に高い関心を示していることが伺えます。

この素晴らしい水環境を将来に向けて守り続けるため、村・村民・事業者が力を併せて水道水源の保全に努めていくため「滝沢村水道水源保護条例」を制定するに至りました。

●条例の主な特徴

- 1 水源枯渇防止型と水質汚濁防止型の2本柱により水道水源を保護します。
- 2 「地下水採取規制区域」を指定して地下水の保全を図ります。
- 3 「水道水源保護水域」を指定し、有害物質を含む水を排出するおそれのある事業活動に対しては「水道水源保護協定」を締結して水道水源の保全を図ります。
- 4 条例の遵守を怠り改善命令にも従わない場合や協定に違反したときには、滝沢村水道水源保護審議会の意見を聴いた上で公表します。
- 5 村と水道事業管理者は条例の実効性をより高めるため水源域などの用地取得や合併処理浄化槽設置にかかる助成を行っていきます。
- 6 「地下水採取規制区域」や「水道水源保護水域」などの指定や基準値等については、滝沢村水道水源保護審議会に諮り定めていきます。



柳沢低区浄水場の水源になっている諸葛川上流部



水道水源保護審議会の様子